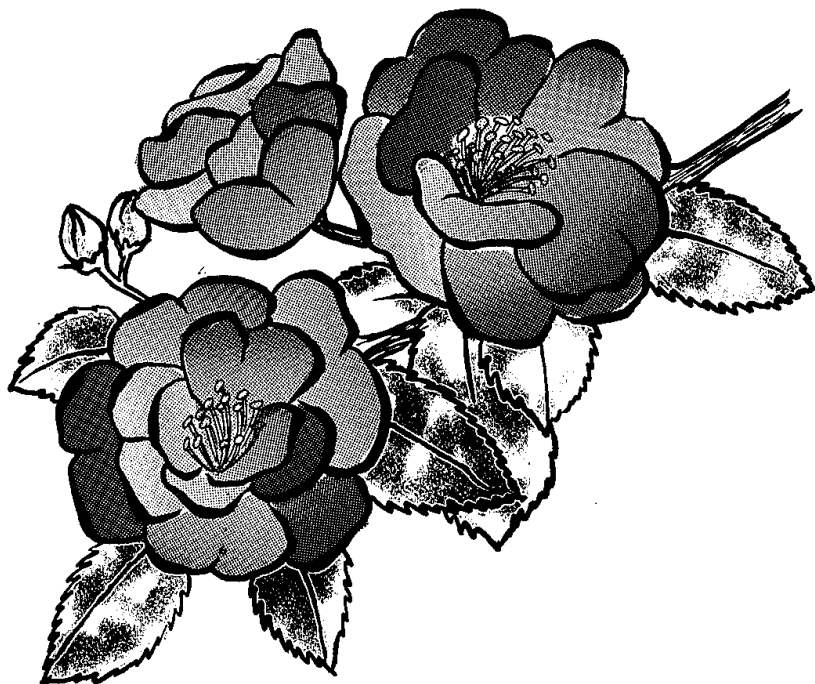


せいかつ ほ ご 生活保護のしおり



このしおりは、生活保護制度のしくみや申請の手続きについて、
説明したものです。わからないことやご相談のある方は、
お気軽に船橋市生活支援課におたずねください。

ふなばしせいかつしえんか 《船橋市生活支援課》

ゆうびんばんごう

【郵便番号】 〒273-8504

じゅうしょ

ふなばししみなとちょう

【住所】 船橋市湊町 2-1-4

【TEL】 047 (436) 2360・2362・2364
2365・2367

【FAX】 047 (436) 3362

【E-mail】 seikatsushien@city.funabashi.lg.jp

～ 基本的人権の尊重について ～

【日本国憲法】

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

日本国憲法における、人権の分類には諸説ありますが、1. 包括的基本権（13条）、2. 法の下での平等（14条）、3. 自由権、4. 受益権、5. 参政权、6. 社会権（生存権）の六つに分ける考え方があると言われています。

中でも、生存権は、第25条の第1項に規定しているように「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」として、日本国憲法に規定されています。

第25条第1項

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

この憲法によって保障される生存権を実現するための制度のひとつとして、生活保護法が制定されています。

このことは、生活保護法第1条で、「この法律は日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」とうたっています。

生活保護決定までの流れ

※生活保護の相談・申請ではお話を聞きする時間が1～2時間ほどかかることもありますので、できるだけ早い時間にいらっしゃることをお勧めします。

1. 相談

生活状況などの聞き取り、生活保護制度のご案内



申請の意思の表明がある場合

2. 申請

生活保護申請書、その他の書類を交付します。

3. 書類の提出

速やかな提出をお願いします。提出が遅れ

ると、保護の決定が遅れたり、受給できなくなる可能性があります。

4. 調査

ご自宅での調査、生活に困っておられる状況などの

確認、生活保護受給要件の確認、調査を行います。

5. 診断会議

会議にて、生活保護の受給要件を満たしているか否

かなどの確認を行います。

6. 決定

申請した日から14日以内（調査に時間を要したと

きは30日以内）に結果を書面でお知らせします。

◎保護決定前であっても、生活支援課の助言指導に従わないときは、申請を却下することがあります。また、資産・能力・扶養義務者からの援助などの活用により、保護の必要がないと認められたときも同様です。

【 も く じ 】

1	生活保護 ^{せいかつ ほ ご} とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	生活保護 ^{せいかつ ほ ご} の原則 ^{げんそく} ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	生活保護 ^{せいかつ ほ ご} を受ける ^う 前に ^{まえ} ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	保護 ^{ほ ご} の種類 ^{しゅるい} ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	保護 ^{ほ ご} を受ける ^う ための ^{ため} 手続き ^{てつづ} ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
6	保護 ^{ほ ご} はどのように ^{けってい} 決定 ^{けつてい} するのか・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
7	保護 ^{ほ ご} を受けた ^う 場合 ^{ばあい} の保障 ^{ほしょう} ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
8	保護 ^{ほ ご} を受けた ^う 場合 ^{ばあい} に ^{てつづ} 手続き ^{てつづ} が必要 ^{ひつよう} となるもの・・・・・・・・・・	12
9	保護 ^{ほ ご} を受けた ^う 場合 ^{ばあい} に ^{まも} 守らなければならないこと・・・・・・・・・・	13
10	保護 ^{ほ ご} を受けた ^う 場合 ^{ばあい} にしてはならないこと・・・・・・・・・・	15
11	保護費 ^{ほ ご ひ} の返還 ^{へんかん} ・徴収 ^{ちようしゅう} ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
12	病気 ^{びょうき} やけがをしたとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
13	介護保険 ^{かいごほけん} ・障害福祉 ^{しょうがいふくし} サービス ^う を受けるとき・・・・・・・・・・	22
14	保護費 ^{ほ ご ひ} の受け取り ^と ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
15	保護 ^{ほ ご} を受けた ^う 場合 ^{ばあい} に減免 ^{げんめん} などがされるもの・・・・・・・・・・	23
16	地区担当員 ^{ちくたんとういん} （ケースワーカー）の役割 ^{やくわり} ・・・・・・・・・・	24
17	民生委員 ^{みんせいいいいん} について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24

1 生活保護とは

わたし びょうき こうれい おやせたい
私たちは、病気やけがをはじめ、高齢、ひとり親世帯になってしまっ
たなどのいろいろな理由で、突然、収入が減ってしまい、親・子や兄弟
しまい えんじょ たの せいかつ せいかつひ こま
姉妹たちに援助をいくら頼んでも生活ができず、生活費などに困ってし
まうことがあるかもしれません。

みな けんこう ぶんかてき さいていげん ど せいかつ ほしょう
そのようなとき、皆さんの健康で文化的な最低限度の生活の保障と、
みな ちから なん じりつ せいかつ ひつよう えんじょ おこな
皆さんの力で何とか自立した生活ができるよう、必要な援助を行って
いくのが生活保護の制度です。

2 生活保護の原則

せいかつ ほ ご げんそく
生活保護には、次のような原則があります。

(1) 申請保護の原則

せいかつ ほ ご ほんにん かぞく しんそく しんせい もと
生活保護は、本人やその家族、またはその親族からの申請に基づい
かいし ほ ご しんせい い し かくにん おこな しんせい い し ひょうめい
て開始します。(保護申請の意思確認を行い、申請の意思を表明され
かた しんせいしょ こうふ
た方に申請書を交付します)。

きんきゅう せっぱく じょうきょう しんせい もと
ただし、緊急の切迫した状況にあるときは、申請に基づかないで
しよっけん かいし
職権で開始することがあります。

(2) 世帯単位せたいたんい げんそくの原則

生活保護せいかつ ほごは、ひとつの家いえに住すんでいて生活せいかつを一つひとにしている場合は、世帯全員せたいぜんいんを対 象たいしょうに保護ほごします。世帯せたいの中なかの一部いちぶの人ひとだけが保護ほごを受け
ることはできません。

ただし、特別な事情とくべつ じじょうがある場合は国ばあいの定めくにた基準さだに基づいて、世帯せたいの中なかの一部いちぶの人ひとだけを保護ほごする（または、保護ほごしない）ことがあります。

3 生活保護せいかつ ほごを受ける前う まえに

(1) 能力のうりょくの活用かつようについて

持もっているすべての能力のうりょくを、自立じりつに向けて、活用かつようしてください。働はたらける人ひとは、持もっている能力のうりょくに
応おうじて働はたらいてください。

(2) 資産しさんの活用かつようについて

持もっている資産しさんは活用かつようしてください。

預貯金よちょきんや貯蓄性ちちくせいの高い生命保険たか せいめいほけん（一部学資保険いちぶがくしほけんなどは除くのぞ）は生活せいかつの
ためかつように活用かつようしてもらい、自家用車じかようしゃ、居住きょじゅうするのひつように必要なふどうさんではない不動産
（土地とち、建物たてもの）、宝石ほうせき、貴金属類ききんぞくなどは、処分しょぶんしてもらうことになりま
す。

なお、個別こべつ じじょうの事情じじょうによっては、保有ほゆうが認めみとられる場合ばあいもありますの
で、ご相談そうだんください。

※^{きょじゅうようふどうさん}居住用不動産^もをお持ち^{かた}の方へ

^{ようほごせたいむ}要保護世帯向け^{ふどうさんたんぽがたせいかつしきんかしつけせいど}不動産担保型生活資金貸付制度について

この^{せいど}制度は、一定^{いってい}の^{きょじゅうようふどうさん}居住用不動産^もを持ち、^{しょうらい}将来もその^す住み慣れた^な住居^{じゅうきよ}に住み続けることを希望^すする場合^{つづ}に、その^{きぼう}不動産を担保^{ばあい}に生活^{ふどうさん}資金^{たんぽ}の貸付^{せいかつ}を行い、その^{しきん}世帯^{かしつけ}の自立^{おこな}を支援^{せたい}するものです。

以下^{いか}にあてはまる方^{かた}は、この^{せいど}制度の^{たいしやう}対象となる可能性^{かのうせい}があります。

●^{おおむ}概ね500万円以上の^{まんえんいじやう}資産価値^{しさんかち}がある^{きょじゅうようふどうさん}居住用不動産^{しやうゆ}を所有^{しやう}している。

●^{きょじゅうようふどうさん}居住用不動産^{ちんしゃくけん}に賃借権などの^{りやうけん}利用権^{ていとうけん}や^{たんぽけん}抵当権などの^{せってい}担保権が設定^{せいてい}されていない。

●^{かしつけ}貸付を受けようとする方^う及び^{かたおよ}同居^{どうきよ}の^{はいぐうしや}配偶者^{げんそく}が原則^{さいいじやう}65歳以上である。

●この^{せいど}制度^{りやう}を利用しなければ、生活^{せいかつ}保護^{ほご}を受けることとなる。

^{じやうき}上記にあてはまる生活^{せいかつ}保護^{ほご}受給^{じゆきやうちゆう}中の方^{かた}が、^{さい}65歳^{ばあい}になった場合^{さい}にも、この^{せいど}制度^{かつよう}を活用していただきます。

(3) 扶養義務者からの援助などについて

可能な場合は、親子や兄弟姉妹などの扶養義務者（民法上の規定）から援助を受けてください。

扶養は保護に優先して行われるものですが、扶養は保護の要件ではありません。

なお、扶養義務者からの仕送りなどの収入があれば、その分保護費は減額されます。

また、扶養の義務がある親族に対して、援助の可能性について扶養照会を行います。お話を伺って扶養が期待できない（※）と判断した場合、照会を行いません。

（※）10年程度音信不通であるなど交流が断絶している

扶養義務者に借金を重ねている

扶養義務者と相続をめぐり対立している など

その他扶養義務者と特別な事情がある場合は、ご相談ください。

(4) 他法・他施策の活用について

年金、労災保険、雇用保険、介護保険制度、障害者福祉制度、入院助産制度（事前申請）、その他手当、助成など、他の法律や制度などで受けられるものがあれば、すべて活用してください。

(5) 生活保護の受給に係る個人情報について

生活保護費支給のほか、通所交通費助成制度等、市役所の他部署にて生活保護情報が審査等に必要な場合に利用されることがあります。

(6) その他^{ほか}

ぼうりょくだんいん^{ぼうりょくだんいん} 暴力団員は、せいかつ ほ ご う^{せいかつ ほ ご う} 生活保護を受けることはできません。

4 ほ ご しゅるい^{ほ ご しゅるい} 保護の種類

せいかつ ほ ご^{せいかつ ほ ご} 生活保護は、それぞれのせたい おう^{せたい おう} 世帯に応じてひつよう けいひ^{ひつよう けいひ} 必要な経費を、8つのふじょ わ^{ふじょ わ} 扶助に分けてしきゅう^{しきゅう} 支給します（くに さだ きじゅん^{くに さだ きじゅん} 国が定めた基準による）。

(1) せいかつ ふじょ^{せいかつ ふじょ} 生活扶助

いしょく こうねつひ^{いしょく こうねつひ} 衣食、光熱費などのにちじょうせいかつ ひつよう ひよう^{にちじょうせいかつ ひつよう ひよう} 日常生活に必要な費用（にんすう ねんれい かぞくこうせい^{にんすう ねんれい かぞくこうせい} 人数、年齢、家族構成などによりこと^{こと} 異なり、にんさんぶ しょうがいしゃ^{にんさんぶ しょうがいしゃ} 妊産婦や障害者などについては、かさん^{かさん} 加算がつく場合があります。）

とくべつ じじょう^{とくべつ じじょう} ※特別な事情がある場合にばあい しきゅう^{ばあい しきゅう} 支給されるものとして、ひ ふ く ひ か く じゅうき^{ひ ふ く ひ か く じゅうき} 被服費・家具什器費・ひ い そう ひ にゅうがくじゅんびきん^{ひ い そう ひ にゅうがくじゅんびきん} 移送費・入学準備金などのいちじてき ふじょ^{いちじてき ふじょ} 一時的な扶助があります。くわ ち く^{くわ ち く} 詳しくは、地区担当員^{たんとういん} にご相談^{そうだん} してください。

(2) きょういく ふじょ^{きょういく ふじょ} 教育扶助

ぎ む きょういく う^{ぎ む きょういく う} 義務教育を受けているじどう せいと ひつよう がくようひんだい きゅうしょくひ^{じどう せいと ひつよう がくようひんだい きゅうしょくひ} 児童・生徒に必要な学用品代や給食費、がっきゅうひ かつどうひ^{がっきゅうひ かつどうひ} 学級費、クラブ活動費など

(3) 住宅扶助

必要^{ひつよう}な家賃^{やちん}、地代^{ちだい}、契約更新料^{けいやくこうしんりょう}など（共益費^{きょうえきひ}・管理費^{かんりひ}は除く^{のぞく}）

(4) 医療扶助

病院^{びょういん}などでの治療^{ちりょう}に必要な費用^{ひつよう}（健康保険^{けんこうほけん}で適用^{てきよう}される範囲^{はんい}）

治療^{ちりょうじょう}上必要な治療材^{ちりょうざいりょう}料費^ひ（装具^{そうぐ}・めがねなど）

通院^{つういん}に必要な交通費^{ひつよう}（医師^{こうつうひ}が認めた場合^{いし}については、付添者^{みつそいしゃ}が必要^{ひつよう}とする交通費^{こうつうひ}を含む^{ふく}）

(5) 介護扶助

介護保険サービス^{かいごほけん}を受ける^うために必要な費用^{ひつよう}

(6) 出産扶助

出産^{しゅっさん}に必要な費用^{ひつよう}

(7) 生業扶助

技能^{ぎのう}を身に付けたり、仕事^みなどに就く^つために必要な費用^{ひつよう}

高等学校^{こうとうがっこう}での就学費用^{しゅうがくひよう}（就学費^{しゅうがくひ}として教材代^{きょうざいだい}、授業料^{じゅぎょうりょう}、通学費^{つうがくひ}、クラブ活動費^{かつどうひ}など）

(8) 葬祭扶助

葬儀^{そうぎ}の費用^{ひよう}（原則^{げんそく}、扶養義務者^{ふようぎむしゃ}などが行^{おこな}う葬儀一式^{そうぎいつしき}は除く^{のぞ}）

5 保護を受けるための手続き

生活支援課へお越しいただき、生活保護の申請の意思を確認してから、申請をしていただきます。

【持ってきていただく主なもの】※申請後の提出でも構いません。

<共通>

- ☐ 銀行・信金・ゆうちょ銀行などの預貯金通帳（最新の記帳済のもの）
- ☐ 健康保険証（国民健康保険・各種健保組合など）・資格確認書など
- ☐ 扶養義務者（親・子・兄弟姉妹）の住所・氏名・電話番号
- ☐ マイナンバーカード（またはマイナンバーがわかるもの）

<住居>

- ☐ アパートの契約書
- ☐ 借家などの賃貸借契約書
- ☐ 土地・建物の登記済証または登記簿謄本

<高齢者関係>

- ☐ 後期高齢者医療被保険者証
- ☐ 介護保険被保険者証

<年金関係>

- ☐ 年金手帳
- ☐ 年金証書
- ☐ 最新の年金振込通知書（ハガキ）
- ☐ 年金事務所発行の加入記録 ※（年金加入の有無に関わらず発行が可能）
- ☐ 年金定期便・特別便

＜他法関係＞

- ☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳
- ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 自立支援医療受給者証
- ☐ 船橋市ひとり親家庭等医療費助成受給券
- ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 在留カードまたは特別永住者証明書

＜勤労者・離職者＞

- ☐ 直近3ヶ月の給与明細書または給与証明書
- ☐ 退職証明、離職票、雇用保険受給資格者証など

＜その他＞

- ☐ 生命保険証書 ☐ 運転免許証
- ☐ 自動車・オートバイ・原動機付自転車の書類（車検証、保険証券など）
- ☐ 学生証または在学証明書（高校・各種専門・専修学校・大学など）

※要保護世帯緊急援護資金貸付事業について

生活保護申請中の世帯で、生活が著しく困窮しており、扶助費が支給されるまでの間、生活費の一部を援助する必要があると判断される場合には貸付が利用できます。

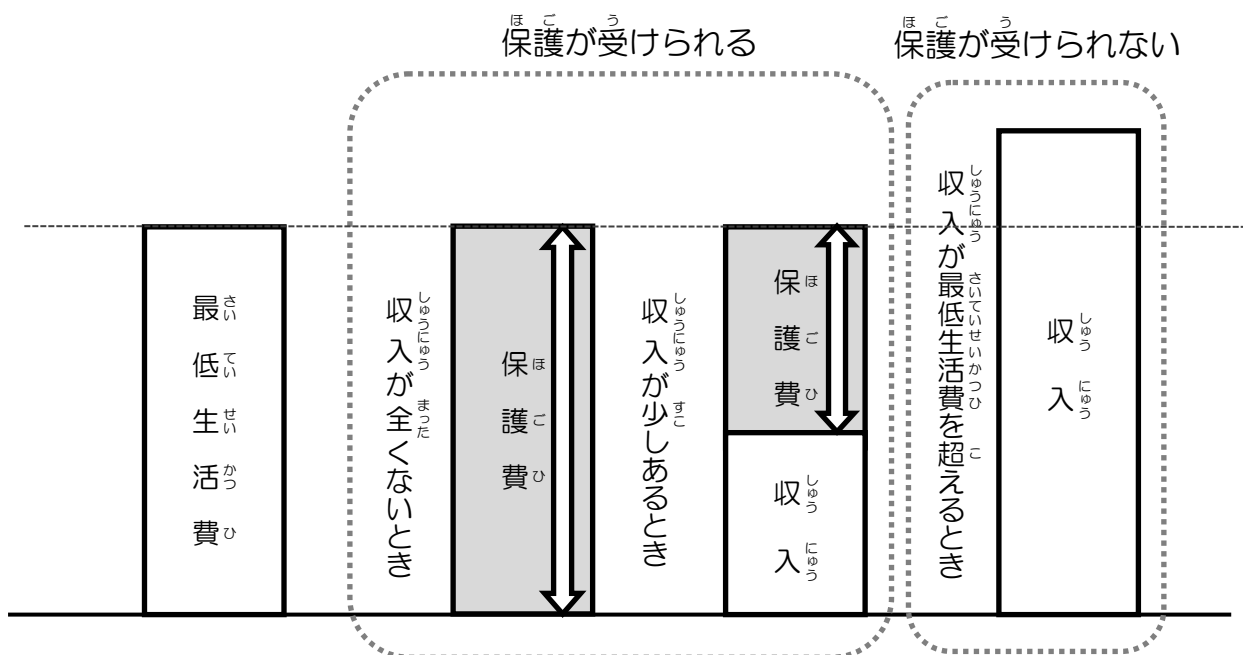
貸付の金額は世帯の人数やその状況により異なり、貸付を受けた場合の返還は一括返還となります（貸付利用の際は認印が必要です）。

6 保護はどのように決定するのか

(1) 最低生活費と収入

国が定める最低生活費は、あなたの世帯の家族構成（人数や年齢）や世帯の状況によって異なっています。

この最低生活費とあなたの世帯の収入とを比べて、あなたの世帯の収入が低かった場合に、その不足分を扶助（支給）する制度が生活保護制度です。



① 最低生活費とは

生活費（衣食、光熱費など）をはじめ、住宅費（家賃、地代など）や教育費（義務教育に必要な学用品費、給食費など）、医療費などを合計した1ヶ月分の生活費です。

② 収入とは

あなたの世帯のすべての収入（給与・賞与・年金・児童扶養手当
等各種手当・仕送り・保険金・補償金・親族その他からの借入など）

が対象であり、必ず収入申告をする必要があります。

勤労収入は、働いて得た収入額（給与・賞与など）から、必要
経費（社会保険料や交通費、所得税などの実費分）や基礎控除（働い
て得た収入額に応じ定められた額）や20歳未満控除などの額を差
引いた金額です。

控除額分は、収入とはみなされず生活保護費が減額とならないの
で、あなたの世帯の手元に残る額になります。

世帯員全員の収入ですので、高校生のアルバイト収入も含ま
れます（必ず、収入申告書と給与明細書などの写しを提出して
ください）。

なお、高校生のアルバイト収入については、修学旅行費、クラ
ブ活動費（学習支援費を活用しても不足する分に限る）、塾の費用
など、その活用目的によって控除の対象になる場合があります。

また、高等学校卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却について、
本人の希望や意思が明らかで、生活態度などから自立助長に効果が
あると認められた時には、技能修得の経費、自動車運転免許取得
費用、資格取得可能な専修・各種学校・大学に就学するための経費
などのうち、必要最小限度の額を収入から除外することができます。
具体的な内容を書いた「自立更生計画書」の提出が必要です。

（事前にご相談ください）。

7 保護を受けた場合の保障

生活保護を受けた場合、あなたの世帯に保障される事項は、次のとおりです。

- (1) 正当な理由がなければ、すでに決定された生活保護については、不利益となるような変更を行ったり、停止・廃止したりすることはありません。
- (2) 生活保護費には税金がかからず、差し押えられることもありません。
- (3) 地区担当員が、家庭や家族の状況について、いろいろおたずねしますが、他人に知られたくない秘密は必ず守りますので、不利益を受けることはありません。

8 保護を受けた場合に手続きが必要となるもの

(1)～(6)については、生活保護を受けると使えなくなります。保護開始決定後、それぞれの担当課に証書などをお返してください。

(なお、生活保護申請時に、以前から医療機関を受診している場合、または、これから受診する場合には、面接員、調査担当員および地区担当員にご相談ください)。

- (1) 国民健康保険 (国保年金課)
- (2) 後期高齢者医療保険制度 (国保年金課)
- (3) 重度心身障害者医療費助成 (障害福祉課)
- (4) 精神障害者入院医療費の助成 (障害福祉課)
- (5) 船橋市ひとり親家庭等医療費助成制度 (子育て給付課)
- (6) 子ども医療費助成制度 (子育て給付課)

(7)～(10)については、生活保護を受けると助成内容が変わります。保護開始決定後、それぞれの担当課の窓口で手続きを行ってください。

- (7) 小児慢性特定疾病医療費支給事業 (保健所保健総務課)
- (8) 船橋市小児指定疾病医療費助成事業 (保健所保健総務課)
- (9) 指定難病医療費助成制度 (保健所保健総務課)
- (10) 自立支援医療制度 (障害福祉課)

9 保護を受けた場合に守らなければならないこと

(1) 生活上の義務

- ① 常に自立の意欲を持ち続け、働ける人は収入を得るためにその能力を活用していただき、病気の方は、医師の指示に従い、入院・通院し、健康になるよう努めてください。
- ② 常に計画的な支出と節約を心がけ、生活の質を維持向上させるよう努めてください。適宜、地区担当員が家庭訪問し、面接いたしますので協力ください。

(2) 届出の義務（生活保護法第61条）

次のような場合には、すみやかに届出および連絡をしてください。

- ① 給与や年金、手当、仕送りなどを受取るようになった場合、その金額が増えたり減ったりした場合
（世帯員全員の収入ですので、例えば、高校生のアルバイトなども届出と収入申告が必要です。）
- ② 仕事を始めたり、変わったり、辞めたりした場合
- ③ 家賃や地代、住所が変わった場合
（正当な理由がなければ転居の費用は支給できません。必ず事前に地区担当員へ相談してください。）
- ④ 世帯員が増えたり、減ったりした場合
- ⑤ 健康保険（各種健康保険組合）が使えるようになった場合、または、使えなくなった場合

- ⑥ 入院や退院をした場合、通院先の病院が変わった場合
- ⑦ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・自立支援医療受給者証を取得した場合、等級が変わった場合
- ⑧ 冠婚葬祭などにより、長期間留守にする場合
- ⑨ 小中学校や高等学校に入学した場合、中途退学や卒業した場合
- ⑩ 交通事故や災害などにあった場合
- ⑪ 海外に渡航する場合（事前に渡航目的を明確にしてください。）
- ⑫ その他、生活状況が変わった場合

意図的に事実を隠ぺいすること、収入などの届出を故意に行わないことなど、不正な手段を使って、本来保護が受けられないのに生活保護を受けた場合、または本来受け取れる金額よりも多くの生活保護費を受け取った場合は、生活保護を不正に受給したことになります。

生活支援課が毎年1回行う課税状況調査や銀行などへの調査によって、届出のなかった収入が判明した結果、生活保護費を徴収させていただきます。事例が毎年多く見られますので、必ず収入申告書の提出を行ってください。就労収入は適切に申告をすればその一部を控除（収入として認定しない）できます。

なお、自分自身に収入がなくても、ほかの世帯員に収入があり、生活支援課へ届出を行わなかった場合にも、不正な受給となりますので、必ず収入申告書の提出をしてください。

以上のことを届出ない場合は、生活保護の変更、停止や廃止をすることがあります。

10 保護を受けた場合にはならないこと

故意に届出を怠ったり、虚偽の申請や届出をしたりするなどして、不正な方法で生活保護を受けることは、禁じられています。

このような場合、不正に受けた保護費の徴収を求めます。
生活保護を受けている間に、年金を担保にしての借入れは禁じられています。

消費者金融機関や親族知人から借入れを受けたときは、収入となりますので収入申告が必要となります。

なお、保護費は最低限度の生活の維持を保障しようとするものであり、原則として、借金の返済にあてるためのものではありません。

1 1 保護費の返還・徴収

(1) 資力がありながら保護を受けた場合の費用返還

(生活保護法第63条)

資力があるにもかかわらず、急迫した事情などのため保護を受けた場合には、すでに支給された生活保護費（医療費なども含む）をすみやかに返還しなければなりません。以下は具体的な例です。

- ① 交通事故などで損害賠償を受けたとき
- ② 生命保険などの保険金などの支払いを受けたとき
- ③ 不動産（土地・家屋）などが売れたとき
- ④ 年金、手当などをさかのぼって受け取ったとき

生活保護法 第63条（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(2) 不正受給の費用徴収と罰則（生活保護法第78条）

届出を故意に怠ったり、あるいは偽りの申告をして不正に保護を受けたりした場合、すでに支給された生活保護費全額（医療費なども含む）を徴収することになります。この場合、収入を正しく申告すれば受けられる控除などの適用はありません。

更に、給与明細書の偽造や改ざんなどの、不正の手段が悪質な場合には、警察へ告訴・告発することがあります。

生活保護法 第78条 第1項（費用等の徴収）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

生活保護法 第85条 第1項（罰則）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。

※これらの返還金・徴収金は、原則一括払いとなっています。

なお、納付期限を過ぎますと、船橋市債権管理条例第7条により、延滞金が課されます。

このような事態が発生しましたら、地区担当員からご連絡をいたしますので、速やかに地区担当員の指導指示に従っていただきます。

この「生活保護のしおり」は大切に保管していただき、必要なときに読み返すことにより、生活保護を不正に受けることがないように、正しい届出を心掛けてください。

支払い方法など、わからないことがありましたら、地区担当員に遠慮なくおたずねください。

12 病気やけがをしたとき

医療扶助は生活保護の一部ですが、現金支給ではなく、市から社会保険診療報酬支払基金を通して医療機関に支払われます。

生活保護が開始されると、国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証は、使用できなくなりますので返還してください。

ただし、社会保険に加入されている方は、自己負担額分を支払うことなく、そのまま使用していただきます。

また、就職などで各種健康保険組合に加入した場合は、資格確認書、マイナポータル上の被保険者情報が記載されている画面の写し、いずれかの提出をお願いします。

退職などで健康保険証を返納（資格を喪失）した場合は、地区担当員にお

知らせください。

(1) 生活保護により医療機関で治療を受けるときは、生活支援課が発行する『医療券』が必要となりますので、生活支援課で『医療券』を受け取り、医療機関の窓口で『医療券』を提出してください。来庁が難しく、郵送を希望する際は、別途地区担当員へ相談してください。

(2) 『医療券』の代わりに「マイナンバーカード」を持参することで治療を受けることができます。ただし、医療扶助オンライン資格確認に対応している医療機関が対象です。ご利用にあたっては、地区担当員への事前連絡とマイナポータルでの健康保険証利用登録が必要になります。

(3) 医療機関には『医療券』を使用できる医療機関と使用できない医療機関があります。

『医療券』が使用できない医療機関で治療を受けたときは、医療費を実費で払わなければならないことがありますので、事前に地区担当員に確認してください。

(4) 急病などの緊急時や夜間・休日などの閉庁時で事前に来庁できないときは、医療機関に生活保護を受給している旨を伝えて受診し、その後、市役所の開庁時に速やかに地区担当員に連絡してください。

(5) 急病^{きゅうびょう}やけがなど、人命^{じんめい}にかかわるような状況^{じょうきょう}のときは、救急^{きゅうきゅう}車^{しゃ}をお呼び^よください。

救急^{きゅうきゅう}隊員^{たいいん}と医療^{いりょう}機関^{きかん}に生活^{せいかつ}保護^{ほご}を受^{じゅ}給^{きゅう}している旨^{むね}を伝^{つた}えてい
ただき、市役所^{しやくしょ}の開庁^{かいちよう}時に、ご本人^{ほんにん}やご家族^{かぞく}などから、速^{すみ}やかに地区^{ちく}
担当^{たんとう}員^{いん}に連絡^{れんらく}してください。

(6) 調剤^{ちようざい}（薬^{くすり}の処方^{しょほう}）については、原則^{げんそく}として後発^{こうはつ}医薬品^{いやくひん}（ジェネリ
ック^{いやくひん}医薬品^{しやう}）を使用^{ちようきしゅうさいひん}していただきます。長期^{こうはつ}収載^{いやくひん}品^{ひん}（後発^{ちようきしゅうさいひん}医薬品^{こうはつ}が
ある先発^{せんぱつ}医薬品^{いやくひん}）の処方^{しょほう}を行^{おこな}うことに医療^{いりょう}上^{じょう}必要^{ひつよう}があると認め^{みと}ら
れる場合^{ばあい}や後発^{こうはつ}医薬品^{いやくひん}の在庫^{ざいこ}がない場合は、医療^{いりょう}扶助^{ふじょ}の支給^{しきゅう}対^{たい}象^{しやう}と
なりますが、本人^{ほんにん}の希望^{きぼう}等^{とう}での長期^{ちようき}収載^{しゅうさい}品^{ひん}の処方^{しょほう}はできません。
原則^{げんそく}として後発^{こうはつ}医薬品^{いやくひん}での処方^{しょほう}となりますので、後発^{こうはつ}医薬品^{いやくひん}の使用^{しやう}
に同意^{どうい}していただけない場合^{ばあい}、その理由^{りゆう}をお伺^{うか}いし、医療^{いりょう}機関^{きかん}・
薬局^{やっきょく}から福祉^{ふくし}事務所^{じむしょ}に連絡^{れんらく}することがあります。

(7) 次のようなときは地区^{ちく}担当^{たんとう}員^{いん}に必^{かなら}ず事前^{じぜん}に相談^{そうだん}してください。

① 同じ^{おな}病^{びょう}気^きで、2か所^{しよいじよう}以上の医療^{いりょう}機関^{きかん}で治療^{ちりよう}を受けたいとき

② 市外^{しがい}の医療^{いりょう}機関^{きかん}で治療^{ちりよう}を受けたいとき

③ 医療^{いりょう}機関^{きかん}で治療^{ちりよう}を受けるために交通^{こうつう}費^ひが必要^{ひつよう}なとき

（医療^{いりょう}機関^{きかん}からの通院^{つういん}証^{しょう}明^{めい}書^{しよ}があれば、経済^{けいざい}的^{てき}かつ合理^{ごうりてき}的な経路^{けいろ}

および交通^{こうつう}手段^{しゅだん}により、必要^{ひつよう}最^{さい}小^{しょう}限^{げん}の額^{がく}を支給^{しきゅう}することができます）

(8) 治療材料（例：装具・眼鏡など）が必要なとき

治療の一環として必要な事由が認められる場合には給付を受けることができます。その場合、医師の意見書や事業者の見積もり、傷病届の提出が必要となりますので、治療材料が必要な時は、必ず事前に地区担当員へ相談してください。

(9) 柔道整復、はりきゅう、あん摩マッサージ（治療上不可欠と認められた場合）

必要な事由が認められる場合には、①施術者の意見を経て、②医師の同意があれば給付を受けることができます。ただし、柔道整復の応急手当などの施術内容によっては、医師の同意が不要である場合があります。

施術（例：接骨院、整骨院や鍼灸院）の利用を検討する際は、必ず事前に地区担当員へ相談してください。

13 介護保険・障害福祉サービスを受けるとき

下記のいずれの場合も介護認定を受ける必要があります。

事前に地区担当員にご相談ください。

(1) 65歳以上の方（原因を問わず介護や支援の必要な方）

介護保険サービスを利用することができ、介護保険の自己負担分

（利用額の1割）は、介護扶助として支給されます。

(2) 40歳以上65歳未満の方

（老化が原因とされる病気、特定疾病で介護や支援が必要な方）

特定疾病（脳血管疾患・初老期認知症などの16種類）が原因で介護が必要となった方も、同様のサービスを介護扶助で利用することができます。

ただし、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院医療）、千葉県特定医療費（指定難病）受給者証等をお持ちの場合、障害福祉サービスと介護保険で重複するサービスについては、障害福祉サービスの利用が優先されます。

14 保護費の受け取り

保護費の定例支給日は原則として毎月1日（1日が閉庁日の場合は前開庁日）です。

また、支給方法は原則として本人名義の預金口座への振込みとなりますが、口座をお持ちでない場合などについては窓口での支給となります。

15 保護を受けた場合に減免などがされるもの

保護を受けた場合、申請や届出をすることによって、次のような税金および利用・使用料などが減額・免除されたり、助成を受けたりすることができます。地区担当員にご相談ください。

☐ 市・県民税

☐ 固定資産税・都市計画税

☐ 国民年金保険料

☐ 粗大ごみ処理手数料

☐ 保育料

☐ 児童育成料（放課後ルームに係る費用）

☐ 霊園使用料・管理料

☐ し尿収集手数料

☐ 水道料金

☐ NHK放送受信料

☐ 下水道使用料

☐ 下水道受益者負担金

☐ 下水道への接続やトイレの水洗化に係る費用の助成

☐ 市営駐輪場利用料

☐ 住民票の写しや印鑑証明、戸籍謄本などの各種証明書発行手数料

16 地区担当員（ケースワーカー）の役割

地区担当員（ケースワーカー）は、あなたの世帯の自立助長と適正な保護実施のために、必要な調査や助言・支援をおこなう生活支援課の職員です。

生活保護が開始されると、地区担当員（ケースワーカー）が定期的に家庭訪問をし、あなたの家庭の生活状況をうかがったり、いろいろな相談に応じたりします。生活上の問題などがありましたら、地区担当員（ケースワーカー）へ遠慮なく相談してください。

ご相談の内容については、固く秘密を守ります。

17 民生委員について

お住まいの地域には、市や関係機関などと協力関係にある民生委員がおります。民生委員は生活全般に関して困ったことがあったときに、住民の立場に立って、ご相談に応じます。

個人の秘密については固く守りますので、安心してご相談ください。

メモ

ち ず 《地図》

いたるところ
至 東京

いたるところ
至 千葉

ふなばしえき
JR 船橋駅

フェイスビル

けいせいふなばしえき
京成 船橋駅

いたるところ
至 上野

しょうこうかいぎしょ
商 工 会 議 所

ふなばし
船橋市

「保健と福祉の総合
相談窓口」“さーくる”

ほんちよう
本 町 1-10-10

(しょうこうかいぎしょ 1 かい)
(商 工 会 議 所 1 階)

Tel: 047-495-7111

本町通り

スクエア21ビル

ふなばし
船橋
福祉
ビル

ふなばしえきまえそうごうまどぐち
●船橋駅前総合窓口センター

ほんちよう
本 町 1-3-1

ふなばし
船橋フェイスビル 5階

Tel: 047-423-3411

●街角の年金相談センター

ほんちよう
本 町 1-3-1

ふなばし
船橋フェイスビル 7階

Tel(予約受付):

047-424-7091

※電話相談はできません

ハローワーク船橋第二庁舎

ほんちよう
本 町 2-1-1 船橋スクエア 2 1

4・7階

Tel: 047-420-8609

こくどう 14 号
国道 14 号

らいちようしゃ
来庁者
駐車場

市役所

市役所
別館

けんごうどうちようしゃ
県合同庁舎

ふなばしししゃかいふくしきょうぎ かい
船橋市社会福祉協議会

ほんちよう
本 町 2-7-8 船橋市福祉ビル 3階

Tel: 047-431-2653

し やくしよぶんちようしゃ
市役所分庁舎

せいかつし えん か
生活支援課